

平成19年12月甲良町議会定例会会議録

平成19年12月12日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて「甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例」
- 第4 議案第42号 平成19年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第5 議案第43号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第44号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第7 議案第45号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第8 議案第46号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第47号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例
- 第10 議案第48号 甲良町保健福祉センター設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第49号 甲良町温水プール設置等に関する条例
- 第12 議案第50号 甲良町一般入浴施設「香良の湯」の設置等に関する条例
- 第13 議案第51号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第14 発議第2号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 第15 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	山田 壽一	2番	奥山 豊
3番	河上 達次郎	5番	西澤 伸明
6番	藤堂 与三郎	7番	北川 孫之丞
8番	田中 清勝	9番	川副 兵右衛門
10番	大町 善士雄	11番	池田 幸夫
12番	大野 與一	14番	北川 豊昭

◎会議に欠席した議員

4番	中田 要治	13番	宮本 一起
----	-------	-----	-------

◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
保健福祉主監	山崎義幸	産業振興主監	中山進
建設水道主監	茶木朝雄	人権主監	村田和久廣
総務課主幹	宮崎与志男	総務課長	山本貢造
保健福祉課長	松原歌子	産業振興課長	茶木作夫

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	大橋久和	書記	宝来正恵
------	------	----	------

(午後 1時30分 開会)

○北川議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成19年12月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、1番 山田君および2番 奥山君を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○北川議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの3日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

町長。

○山崎町長 本日、平成19年12月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をいたします。

まず、1点目は、本町の重点施策である農業振興・農村活性化をめざしたふるさと交流村構想であります。本年度から始まった世代をつなぐ農村環境まるごと保全向上対策は、11農業集落でのり面被覆植物による景観づくりと竹炭による水質浄化など、多数の住民参加のもと、県内を代表する地域活動が展開されています。また、環境こだわり農業を一步前進させる有機野菜の栽培実験も始まっております。

これらの状況を補完する直売施設を含む交流拠点の整備は、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業の採択など、広域連携事業として県当局へ精力的に支援要望活動を行っています。

金屋地先の拠点施設用地については、地元役員の協力のもと順調に地権者との交渉が進み、過日全員の契約調印ができましたことをご報告いたします

とともに、仮造成への段取りへと進めていきたいと考えております。

2点目は、新年度予算を取り巻く情勢であります。

国においては12月4日に新年度予算編成基本方針が閣議決定され、本格的な作業が進められております。地方財政の基本は、安定的な財政運営に必要となる地方税、地方交付税の一般財源の総額を確保するとされた矢先、県においては平成20年度からの新たな財政構造改革プログラムが発表され、暮らしに直結する大幅な補助金削減のそれぞれが示されました。12月3日には知事に直接面談し、県補助の再考を、そして、12月7日付で本職名におきまして滋賀県知事に意見書の提出、12月10日には市長・町村会長と市議会議長・町村議会議長会長の4者連盟により知事に緊急要望書が提出されました。

本町の新年度当初予算の一般財源が不足することは必至であり、予算編成作業の中で、その圧縮に努めてまいりますが、その影響は大きいものであり、議員皆様のご支援をよろしくお願いいたします。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

承認第4号は、町有地に係る電柱敷地料について、本年4月に甲良町行政財産使用条例の改正を行いましたことから、甲良町使用料徴収条例の一部改正を専決処分いたしましたので、その承認をお願いするものであります。

議案第42号は、平成19年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、1,271万1,000円を増額し、補正後の予算額を32億8,376万4,000円とするものでございます。主な補正項目といたしましては、総務管理費で、地域自治振興補助、夢現塾研修補助、社会福祉費で、愛知犬上通級教室療育器具購入、外出支援事業委託、配食サービス事業委託、保健衛生費で、後期高齢者医療システム業務委託、清掃費で、草・木くずの処理委託、粗大ごみの収集委託、湖東地域一般廃棄物広域化促進協議会負担、農業費で、担い手利用集積緊急加速化事業補助、集落営農ステップアップ実践補助、農道舗装事業補助、道路橋梁費で、登記委託、道路維持補修、町道新設改良費、保健体育費で、臨時職員賃金、公園等施設管理委託、給食センター費で需用費等、その他、選挙費、統計調査費、児童福祉費、土木管理費、住宅費、小学校費、社会教育費等の補正でございます。

議案第43号は、平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第2号）で、409万7,000円を増額し、補正後の予算額を6億1,707万4,000円とするものでございます。主な内容としましては、公共下水道事業費で、測量設計委託、公共下水道面整備工事、上水道移設補償の増減、および予備費の増額によるものでございます。

議案第44号から議案第46号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業等に関する条例、勤務時間、休暇等に関する条例、給与に関する条例の一部をそれぞれ改正するものであります。

議案第47号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例を制定するものであります。

議案第48号から議案第51号は、保健福祉センターの構成施設である浴場および温水プールについて、指定管理者制度の導入を図るために、それぞれ分離した新たな条例として制定するとともに、在宅介護支援センターの廃止、および栄養改善指導室の利用が多くなってきていることから使用料の改正を行うものであります。

以上、簡単でございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決、ご承認等を賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○北川議長 次に、日程第3 承認第4号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 承認第4号 専決処分につき、承認を求めることについて。

(甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例)。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 承認第4号について、説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 承認第4号についてご説明申し上げます。

専決処分書。

甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして、平成19年3月30日付で専決処分をいたしましたので、ご承認をお願いするものであります。

改正条例であります。

別表第1(第2条関係)中「町有地」、「電柱敷地」、「1本につき年間700円」のそれぞれを削除する。

付則といたしまして、この条例は、交付の日から施行し、平成19年4月1日から適用するものであります。

以上、よろしくようお願い申し上げます。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 全協での議案説明にありましたように、今回のこの承認4号については、道路占有徴収条例との整合性を図って今回改正をするものというように理解していいのでしょうか。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 そのとおりでございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 それで、道路占有徴収条例の施行後の状況について、若干の報告をお願いしたいと思います。つまり、電柱の本数や町有地などについての現状をご報告願いたいと思います。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 以前から議員にご指摘をいただいていた事項でございまして、従前は甲良町使用料徴収条例において、この電柱敷地1本700円という規定があったんですが、これまで事業が多くて、電柱の移設であったりがありまして、実質使用料徴収条例の中では700円という規定の運用ができておりませんでした。

したがって、新たに甲良町道路占用料徴収条例を制定いたしまして、それぞれの地下埋設管、あるいはケーブルの太さ、電柱の内容等々、詳細な1本当たりの、あるいはケーブル当たりの単価を決めまして、行政と電力会社等々の調整をいたしまして、その条例を運用しておりまして、ちょっとここでは総額は申し上げられませんが、一般会計に収入をしているところでございます。

以上であります。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 趣旨はわかりましたが、私が聞いていますのは、それぞれの本数などについて、道路占有の徴収条例に対応する物件等が確定したと。ないしは、まだ所有者との間での協議が継続中なのかどうかについての質問なんです。よろしくをお願いします。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 実務的には、建設課でそれぞれ電力会社等と確定本数をもって契約をし、使用料をいただいているところであります。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、承認第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

全員賛成であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

次に、日程第4 議案第42号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第42号 平成19年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 議案第42号について説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第42号についてご説明申し上げます。

平成19年度甲良町一般会計補正予算(第3号)は、次の定めるところによりお願いするものでございます。

今回の補正につきましては、1,271万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を32億8,376万4,000円にお願いするものです。歳入歳出予算の補正については第1表 歳入歳出予算補正で、地方債の補正については第2表 地方債補正でご説明いたします。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、9款 地方交付税、補正額1,000万円の増額、13款 国庫支出金227万円の減額、14款 県支出金680万2,000円の増額、15款 財産収入107万9,000円の増額、19款 町債290万円の減額。歳入合計につきましては、補正前予算額32億7,105万3,000円に1,271万1,000円を追加し、補正後の予算額を32億8,376万4,000円にお願いするものでございます。

続きまして、歳出でございます。2款の総務費、補正額27万1,000円の減額、3款 民生費556万5,000円の増額、4款 衛生費270万7,000円の減額、6款 農林水産業費601万8,000円の増額、8款 土木費171万円の増額、10款 教育費239万6,000円の増額、

歳出合計は歳入合計に同額でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表 地方債の補正でございます。地方特定道路整備事業債、補正前2,500万円、補正後2,210万円、290万円の減額でございます。合計、補正前1億8,135万6,000円、補正後1億7,845万6,000円をお願いするものでございます。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 ページ数から順次項目ごとに説明を求めますのでよろしくお願ひします。

11ページです。

下から2段の外出支援事業委託と、それから高齢者配食サービス事業委託があります。これの利用者の増という議案説明がありましたが、その内容、程度についてご報告願いたいと思います。その下の老人小規模住宅改造助成もその内容であります。

それから、次の12ページ、上から2段目ですが、施設備品購入については、どういうものであるのか、お尋ねします。

それから、真ん中段の後期高齢者医療システムの業務委託、661万4,000円が減になっております。これについては新制度でありまして、県に私どもが要望に行ったときに、県が国に対してシステム業務委託、これについては非常に各自治体、それから県そのものもそうであるわけですが、末端の市町が負担がかかるということで、軽減ないしは補助の要請をしているのがホームページに載っていますし、要請の項目も私どもいただきました。これについて助成を要望されていたことについて、国および県はどんな態度をとっているのか、要望が実現しているのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、次の段の妊婦の一般健康診査助成金ですが、2回が5回になるということで、今年度の補正ということになりますから、4月1日だろうというように思いますが、4月1日からの母子健康手帳の数、掛ければこの金額になるんだろうと思いますが、算定の根拠をお尋ねいたします。

それから、地質調査の一番下、湖東地域一般廃棄物広域化促進協議会の負担金の中身であります。これについての総額が、議案説明のときに一千何百万がしが、説明がありました。この内訳は、私どもは報道でしか知らないわけですが、ボーリング調査、それ以外にも何かあるんだろうと思いま

すが、総事業費の内訳がどういうことなのか、それから分担式、豊郷、甲良、多賀、3町を見ていますと、数万円の差があります。そのところの算式がどういふようになっていふのか、お尋ねするものです。

それから、次の13ページですが、ここにあります園芸作物振興事業のリースハウスですが、リースハウスの設置費用、これはいろいろな規模がありますが、50万とか100万近くかかるわけで、これについての3分の1とか4分の1、そういう補助を、助成をしていこうという方針があるのかどうか。この増額になった時点でリースハウスの建設費、設置費、これの何割程度になると見通しをされているのか、お尋ねします。それから、集落営農の助成金、それから担い手利用、それから集落営農ステップアップ、下の方の200万については一字というように言われました。それで、どこの字でどんな内容なのか、それぞれ補助事業の内容について、簡略で結構ですからご報告願いたいと思います。

それから、真ん中ですが、90万、農道舗装事業の補助金、これは対象と条件、どういふような条件であるのかです。

それから、13ページの里道改修の補助、補助率が変わっていないと思いますが、補助の率が今現在ではどういふようになって、改善といいますか、補助率を引き上げるといふ見通しがあるのかどうかについてお尋ねをするものです。

以上です。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 今の西澤議員のご質問でございます。各項目の内容から言わせていただきます。

11ページの13、委託料、外出支援事業委託でございます。こちらにつきましては彦愛犬の管内の医療機関への通院・送迎をするものでございます。また、65歳以上の心身の障害とか、加齢のために交通機関を利用できない場合に家族の送迎、また、筋トレせせらぎサロンへの参加を送迎することを目的に行っているのが外出支援の事業の内容でございます。今回、補正をさせていただきました金額でございます。今回は42万8,000円の増額で、登録者が当初予算では183人、現在では206人の23人の増でございます。それにかかる費用が、年間の見込みといたしまして482万8,000円ぐらいはという内容でございます。42万8,000円を増額させていただくという内容でございます。

続きまして、高齢者配食サービス、こちらの方も利用者が増えたためでございます。当初、登録者は22人でありまして、現在、28人が利用されておるといふことで、社会福祉協議会に委託する事業委託で98万9,000

円を補正していただく内容でございます。

老人小規模住宅改造助成でございます。こちらの方も新たに申請者が増えたため、当初の件数では2件でありました。そして、9月補正で2件の増額をさせていただいて、なお12月補正で4件、計8件の見込みで増額をさせていただいております。

12ページの備品購入費の施設備品でございます。プールのクリーナー68万3,000円ほか、コインロッカー2台11万7,000円の分が含まれております。主にです。施設の備品です。

次に、委託料でございます。この委託料につきましては、後期高齢者のシステムでございます。先ほどおっしゃいましたように、後期高齢の新事業でありまして、国の情勢がわからないという状態で予算化をしております。当初は3,000万の、これは町のシステムでございます。当初は3,000万の見積もりに対しまして契約段階で減額となりました。そのような内容で今回、661万4,000円を減額しております。

補助金につきましては、歳入の8ページでございます、保健衛生費補助金、住民情報システム開発費補助金で国庫補助をいただいております。

続きまして、妊婦一般健康診査費の助成でございます。これにつきましては、平成20年1月1日の出産予定の妊婦につきまして、3回分を追加させていただいて、5,000円の延べ人数が67人でございます。67人を掛けますと33万5,000円の計上でございます。

以上であります。

○北川議長 総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 地質調査の件でございますが、全協でも申しておりましたが、地質調査事業費全体では1,478万円でございます。地質調査の内容でございますけれども、候補地につきまして、機械ボーリングを5カ所、それから、標準陥入試験を行います。それと、室内土質試験等の地質調査を実施いたしまして、候補地、当該地の指示地盤を調査、解析するものでございます。

次に、分担金の算出方法でございますけれども、事業費を均等割50%、人口割50%で算出されておりました。甲良町の負担金は、合計で186万9,000円となっております。そういうようなことで負担をいたすわけでございます。

以上です。

○北川議長 次に、産業振興課長。

○茶木産業振興課長 続きまして、園芸作物振興補助金ですけれども、これはリースハウスということで、今まで500円という補助をしていました。それ

と、もう一つ、集落営農支援事業補助金、これは集落がハウスを建てる場合の補助金ですけれども、これは平米当たり1,000円というふうな形でやっていたんですけど、実質、建てられるのが4,500円から5,000円の間ぐらいが実質平米単価がかかるというようなことで、やはりあまりにも低いということで、それぞれ平米単価2,000円という形で計算をし直しをしたものでございます。当初予算がありますので、その差額分について補正をさせていただいたというふうなことでございます。

続きましては、担い手利用集積緊急加速化事業補助金ですけれども、これにつきましては県内で調整をしておりますので、平米単価最高幾らというのがあるんですけども、それで県内調整で満額というようなことには至っておりませんので、一応、調整した後の数字というようなことでございます。これは、丸っぼう県からもらいまして集落に渡しているものでございます。

続きまして、集落営農のステップアップの実践補助金ですけれども、これは補助基本額が600万でございます。その3分の1ということで200万ですけれども、主にトラクターを買われるというようなことで聞いております。

以上です。

○北川議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 6項の農道整備事業でございますけれども、対象地区といたしましては在士でございます。これは在士と尼子の境界道路ということで、両字からのご要望をいただいております。125メートル区間でございます。条件対象としましては、地元の方で施工を行われる事業に対しまして、町の方から50%助成を行うものでございます。

以上です。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 里道改修補助でございますが、平成18年度につきましては30%補助ということで、町から30%の補助をもって行っておったものでございますが、平成19年4月1日から50%、20%の上乗せをさせていただいて、50%の補助を出すということで事業をやっていただいているものでございます。

以上でございます。

○北川議長 総務課長。

○山本総務課長 先ほどの1つ漏れておりましたので、集落営農ステップアップの実践補助金の集落名でございますけれども、北落でございます。

以上でございます。

○北川議長 ほかにありませんか。

西澤君。

○西澤議員 回答いただきました中に漏れているのがありますので、再質問をいたします。

まず、後期高齢医療システムの業務委託についてですが、内容を私は聞いているわけではなくて、国への要望を、厚生労働省の方に県の担当者がシステムの業務委託については大変大きな負担だということで、この分について何らかの助成、交付税の算定などに配慮をしてほしいという要望を出しています。それについての回答内容というんですか、進捗状況をお尋ねしているものでよろしくお願ひします。

それから、先ほどの妊婦の健診についてですが、1月に出産予定ということでもありますから、手帳の発行を4月1日にさかのぼるということで対象を今年度からにしたというように、広げたということなのでしょうか。再度お尋ねをいたします。

それから、リースハウスのところですが、最初、500円と言われましたが、これは平米単価500円ということだと思いますが、再度お尋ねします。この集落営農の支援補助、15万のプラスなんですけど、総計してもなかなか金額としては低いなというような気がしているわけですが、これ、何字になる分で、何字が申請をされたのかについてお尋ねします。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 先に妊婦健診の公費の拡充ですが、1月1日と申しましたのは、来年1月1日以降の出産予定者に対して5,000円を限度として追加を助成するというございます。1月からの出産予定ということございます。母子手帳を秋、10月、11月に発行された人も出産予定は1月からになります。1月の方もおられますし、2月の方もおられまして、3月も当然おられます。そのおられる人数、今、母子手帳、19年度では約28人を見込んでおります。その分の今回の補正でございます。

以上です。

○北川議長 産業振興課長。

○茶木産業振興課長 園芸のリースハウスですけども、これは平米500円です。今現在2棟分を見ております。集落営農につきましても2集落分で見えております。当初見ておりますのでちょうど倍というふうな形で、集落営農支援につきましても、ちょうど1,000円を2,000円にしたということで倍額でございます。園芸ハウスにつきましても500円を2,000円にしましたので、1,500円分平米当たり増えているような状況でございます。

以上です。

○北川議長 町長。

○山崎町長 それでは、広域連合のシステムの関係等で、10月の5日には地方3団体と全国市長会から保険料凍結に伴います負担と、電算システムの改修費の経費の負担等について要望を行っております。また、当広域連合におきましても、10月25日、国に対しまして、こういった新たに生じる負担等につきまして、市町や保険料に転嫁されることにならないよう国庫負担の措置をされるように要望してまいりました。

その結果、11月5日に、国は保険料の凍結軽減に係ります国の負担のほか、システム改修経費についても予算編成過程におきまして適切に対処すると示されたということでございますので、現状はこの程度でございますが、報告をしておきます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第5 議案第43号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第43号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道主監。

○茶木建設水道主監 それでは、議案第43号 平成19年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出、それぞれ409万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億1,707万4,000円をお願いするものでございます。内訳につきましては第1表で、また、地方債の補正につきましては第2表でご説明申し上げます。

それでは、1ページでございます。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入、4款 町債、補正額180万円の減額、5款 繰越金589万7,000円の増額、歳入合計、補正前の額6億1,297万7,000円、補正額409万7,000円を増額いたしまして、6億1,707万4,000円とお願いするものでございます。

2ページでございます。

歳出、2款 下水道事業費、補正額につきましては節の組みかえでござい

ます。4款 予備費409万7,000の増額、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

3ページの第2表でございます。地方債の補正、公共下水道事業債といたしまして、180万円減額いたしまして、補正後の額1億6,460万円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第6 議案第44号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第44号 甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第44号 職員の育児休業に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、提案理由であります。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が平成19年5月16日に公布されたことに伴い、職員の育児休業に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。主な改正内容といたしましては、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするための環境整備として、地方公務員について、その小学校就学の時期に達するまでの子を養育するため育児短時間勤務の制度を設けるなどの改正を行うものでございます。

第3条として、再度の育児休業をすることができる特別の事情として、負傷等により子を養育することができなくなった職員が育児休業の承認を取り消された後、当該負傷等から回復した場合、ならびに両親が相互に子を養育する場合に、育児休業した職員の配偶者が規則で定める保方により当該子を当該職員に引き続いて養育した場合の規定であります。

第8条として、育児休業した職員が職務に復帰した場合において、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日およびその日以降に

おける最初の昇給日に、その者の号級の調整をすることができる規定であります。

第9条として、育児短時間勤務をすることができない職員として、非常勤職員、臨時的に任用された職員、育児休業に伴い任期を定めて採用された職員、いわゆる勤務延長職員、配偶者が育児休業している職員等を規定したものであります。

第10条として、育児短時間勤務終了後1年を経過する日以前に、同じ子について育児短時間勤務をすることができる特別の事情を、第12条は、育児短時間勤務の承認、または期間の延長の請求手続を、第13条は承認の取り消し事由を、第14条は、育児短時間勤務の例による短時間勤務をさせることがやむを得ない事情として過員を生ずること、および育児短時間勤務に伴う短時間職員を引き続き当該短時間勤務職員として任用しておくことができないことを規定したものであります。

付則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

2項、3項については経過措置であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7 議案第45号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第45号 甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第45号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

まず、提案理由といたしましては、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が、平成19年5月16日に公布されたことに伴い、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正内容といたしましては、近年少子化対策が求められる中で、地方公務員においても長期間における育児と仕事の両立が可能となるよう、育児のための短時間勤務制度が導入されたことから、法に基づき条文整理をするものであります。

付則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願ひます。

起立全員であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8 議案第46号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第46号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第46号 甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第6条の2中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に改め、「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

付則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものがあります。どうぞよろしく願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9 議案第47号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第47号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第47号 甲良町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が施行されたことに伴っての制定でございます。

まず、第1条は目的でありまして、この条例は地方公務員法の規定に基づき、職員の自己啓発休業等に関して必要な事項を定めるものであります。

第2条は、自己啓発等休業の承認でありまして、任命権者は職員が申請した場合において認めるときは、大学等過程の履修または国際貢献活動のために休業することを承認することができるものであります。

第3条は、自己啓発等休業の期間でありまして、大学等の課程の履修のためには2年、国際貢献活動のための休業には3年とするものであります。

第4条は大学等教育施設、第5条は奉仕活動、第6条は自己啓発等休業の承認申請、第7条は自己啓発等休業の期間の延長、第8条は自己啓発等休業の承認の取り消し事由、第9条は報告等、第10条は職場復帰後における号級調整であります。自己啓発等休業した職員が職務に復帰した場合において、職員としての職務に特に有用であると認められるものには100分の100以下などの換算率に換算をいたしまして、その号級を調整することができるものであります。第11条は、規則への委任であります。

付則といたしまして、この条例は、平成20年4月1日から施行するものであります。

2項については経過措置であります。どうぞよろしく願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 1ページの5条、奉仕活動であります。ここに2つの内容が載っています。独立行政法人、それから前号に掲げる奉仕活動のほかということがありますが、国際活動、それから奉仕活動、いろいろあるわけですけども、この事例に当てはまるものについての列挙をしていただいて、イメージをつくりたいというように思うんです。例えば、国際貢献、国際協力ですと、ボランティアで青年国際協力機構でしたですか、名前が違っているかもしれませんが、そういうのがあります。この中に対応するような奉仕活動、どういうものがあるのかご説明願いたいなと思っています。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 その内容であります。奉仕活動といたしましては、青年海外派遣隊というのがありますし、それから、甲良町も最近よく受け入れておりますが、JICAという国際協力機構、それに基づく奉仕作業だというふうに認識しておりますし、それから、2項においては、ちょっと事例ということは、外国でのそういう当該活動がされる場合ということでございますので、多様だというふうに思っております。

以上でございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 その上の、大学教育施設のところで、この説明はわかりましたが、例えば、労働組合の任意団体が短期間、2日とか3日、長いので1週間とか、何とか大学というように能力、それから、各種の能力を高める上での研修活動がされている、その名称が大学と名のついているのがありますが、それは対象にならないというようにここで判断できると思うんですが、確認のため、そういう大学とつければオーケーではないと。これに準ずる教育施設を含むとありますので、それは除外されると思うんですが、その辺の見解をお願いします。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 甲良町でも名称は自治大学という教育機関に税制等で40日ほど、ここ3年間職員を派遣してまいりました。その教育機関についてはここに含まれずに、いわゆる学校教育法等々に規定されている大学施設というものでございます。

○北川議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

しばらくここで休憩します。

(午後 2時30分 休憩)

(午後 2時50分 再開)

○北川議長 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第10 議案第48号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第48号 甲良町保健福祉センター設置等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第48号 甲良町保健福祉センター設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の主な条例改正につきましては、現行条例では保健福祉センター、在宅介護支援センター、浴場、温水プール施設の4部門で構成していましたが、

地方自治法第244条の2第3項の規定にあります指定管理者による管理業務を今後推進を図ることに伴いまして、今回、改正をお願いするものでございます。

では、内容でございます。

第7条、委任事項を第10条に改め、第3条の構成施設を削り、第4条の業務内容を次のように改めるというもので、新たに業務といたしまして、第3条、センターは、第1条の目的を達成するため次の業務を行うということで、1から4号まで掲げてございます。福祉とか保健衛生、健康増進等の事業内容でございます。

第5条の職員および第6条の使用料を削りとありますのは、保健福祉センターは甲良町使用料徴収条例で、温水プールはプールの設置条例、浴場は入浴施設設置条例で設けるために削るものでございます。

第4条の開館時間につきましては、現行どおりでございます。休館日につきましても同様でございます。

第5条の使用の許可でございます。これも現行と同じ内容となっております。

次のページでございます。

第6条の使用料につきましては、甲良町使用料徴収条例の規定で定めているということになっております。

第7条の使用の許可の取消し、第8条の原状回復の義務、第9条の施設の管理は現行どおりとほぼ変わりございません。

付則として、この条例は、平成20年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 この48から49、50と関連をするわけですけども、51もそうですね。ここでお尋ねしたいのは、指定管理者制度の導入を見込んで、想定してという改正であります。今回、指定管理者制度に移行をする根拠や理由、動機となったもの、きっかけになったものがあるというように思いますが、それらについての論議の過程、どういうようにして踏み切ってそこに進もうとしたのかについてお尋ねをいたします。よろしくお願ひします。

○北川議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの西澤議員のご質問でございます。

業務を開始して以来、8年が経過するわけでございますけども、一定プール、また浴場の利用者数につきましても、これ以上増えるというようなこと

も見込めませんということから、やはり民間のノウハウを生かして、さらに収入源を求めていきたいという思いがありますのと、それと、集中改革プランで既にご承知かと思うんですけども、20年度一応試行してはというようなところから、今回、そういうところに踏み込んでいきたいという思いで改正をお願いするものでございます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第11 議案第49号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第49号 甲良町温水プール設置等に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第49号 甲良町温水プール設置等に関する条例の説明をいたします。

新たに定めるものでございます。第1条の設置でございます。町民の健康増進、体力および水泳技能の向上を図るため、甲良町温水プール（以下「プール」）を設置するものでございます。

第2条の名称および位置は現行どおりでございます。

第3条の業務でございます。1条の目的を達成するため、次の業務を行うということで、利用の許可、また、徴収、減免、還付、それと教室の開催業務、施設および設備の維持管理に関する業務、その他町長が必要と認める業務という内容でございます。

第4条の、指定管理者による管理でございます。町長は、プールの設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、第3条各号に掲げる業務を行わせることができるというものでございます。

第5条、指定管理者の指定の手続であります。指定の手続等に関する条例の規定に基づき行うものでございます。

次のページをお願いします。

第6条の開館時間は、別表の定めとし、現行どおりでございます。

第7条の利用の許可でございます。プールを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも同様とするというものでございます。

第8条、利用の制限も現行どおりで、1号から5号まで定めてございます。

第9条の利用料金等については、プールを利用する者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。施設の利用料金は、指定管理者の収入とする。利用料金は、別表2に定める額を上限として指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。利用料金は還付しない。ただし、災害その他使用者の責めによらない理由により施設を利用することができないとき、その他指定管理者が必要と認める場合であって、町長の承認を得たときはこの限りでない。5号は、指定管理者は特別の事情があると認められる者に対しては、あらかじめ町長の承認を得て利用料金を減額または免除することができるというものでございます。

第10条の利用の許可の取り消しでございます。指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは利用の許可を取り消し、または利用を中止させることができるということで、1から3号まで掲げております。

2項は、前項に規定する利用許可の取り消し等によって生じた損害については責めを負わない。

第11条は、損害賠償を定めたものでございます。

第12条は、委任事項でございます。

付則、施行期日としまして、この条例は、平成20年4月1日から施行する。

経過措置でございます。この条例の施行の日の前日までに、甲良町保健福祉センター設置等に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものをみなすものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

田中君。

○田中議員 全協でも一部質問したんですが、大事なことで、確認のために質問をいたします。

特にプールに限ってですが、18年度の予算の範囲内で、簡潔でいいんですが、総収入が幾らで、関連する総支出が幾ら、持ち出しが幾らであるのかということが1つの質問であります。この指定管理者へ移管することによって、持ち出しの許容額をどういうふうにするのかという見解をお願いしたい。

もう一つは、決算報告なり、業務報告を管理者としてさすわけですが、これは3月末が基準であるのか、また、公の、一般会計のように9月末決算まで数値が、現状の報告が半年以上もずれるのか。それではだめやと思うんですが、民間のルールに従って2カ月以内にきちっとした業務報告をさせて、議会での承認か、何らかの形でそういうふうにしないと、全部町長の権限でやるわけですが、そしてまた、運営運用規定も、規定というもので全部つくるわけですから、この辺が万一累積赤字になってどうにもならんようになってからしか議会が承知しないというような議会に将来なる可能性があります。その辺のことも懸念して、今、質問申し上げた数点について、まだ見解でよろしいから、ご見解をお願いしたい。

○北川議長 山崎主監。

○山崎保健福祉主監 ただいまの田中議員のご質問で、3点ほどあったと思います。

まず、保健福祉センターの施設運営に係る入財源、支出でございます。ちょっとこれ、プール等、施設全体とはっきり区分けすることができませんが、わかる範囲でお答えを申し上げたいと思います。

まず、収入につきましては、一般浴場の入浴料で485万5,950円、18年度の実績でございます。プールの利用料が1,230万8,400円、合わせて1,716万4,350円、それと、一応充てております、これは社会福祉協議会の光熱水費の分担金が600万円ということで、入の合計が2,316万4,350円でございます。

それと、支出でございます。センター全館の費用も含まれております。一応、合計が7,145万8,304円、そのうち、プールの運營業務の管理委託費が、これは管理の給料と監視員、また教室指導員、事務、消耗等含めまして2,474万7,260円、それから、あと、ちょっと区分けできないものにつきましては消耗品、燃料費、光熱水費、修繕費、シルバー施設保守点検が4,671万1,044円ということで、歳出の合計が7,145万8,304円となるわけでございます。ですから、これを差し引きしますと、実質4,829万3,954円を管理運営費で町の方が持ち出しをしていると。これは保健センター全体を含んでの管理費用でございます。ところが、今年の場合、石油等が高騰しておりますので、若干最終に燃料費等の補正もまたお願いしていきたいという思いを持っております。

それから、今回の指定管理の、町としても特にメリットがなければこういうのもございませぬけれども、こういった中には運営の業務管理委託を2,400万、その中には業務提携料も含まれております。このような額を指定管理することによりまして、それを削減することができますし、一般

浴場の入浴料、こういうのにつきましても若干のお願いをし、増益を図るといふような部分で、多少ですけれども、今までよりはメリットもあるのではないかなという思いを持っております。

それから、通常の民間の決算が9月というわけでございますけれども、我々はやはり行政としまして、年度当初が4月から3月というようにございまして、中間的でも結構です。3月にそういった決算状況が明らかになるように、あと協定等で結びますので、そういう形で運営状況を掌握しながらやっていきたいという思いを持っています。

以上です。

○北川議長 田中君。

○田中議員 ありがとうございます。ちょっと今の、公表、決算の、民間で言えば決算報告書の時期について、ちょっと少し感覚が違いますので、多分どこかに委託した場合に、委託せん場合というよりも、これはあくまでも管理業務の委託ですから、3月末が決算ですわね。3月末の決算を組んだら、一般の予算の決算審査に合わさずに、2カ月以内に報告をとって現状把握をする。このようなことはできないのかどうか。ただ、従来、今日まで行財政の決算のように9月にまでゆっくりやると。もう既に何もかも全部済んで、情勢までこのごろは変わってから決算審議をするということは、今後あまりそぐわないと思いますので、少なくとも2カ月以内、こんな単純な経理ですから、1カ月以内に毎月試算表でもとれるはずなんです。この辺のこの管理をやってほしいという願いから、どういうふうに見える見解かということをお聞きしたかったんです。

○北川議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 どうしてもプールの指定管理をしているところを見ても、ほとんどが人件費でお願いするという部分ですので、全体、光熱水費等すべて任せてということではありませんので、部分的な中身での委託化になりますので、いわゆる協定書に基づきまして、年間人件費を幾らでやっていただけるのかという部分については該当し、やはり協定でやっていく必要があるんじゃないかというような思いを持っております。

○北川議長 ほかにありませんか。

西澤君。

○西澤議員 田中議員の疑問とも共通すると思いますが、2ページの利用料金のところで関連をしてくるんですが、私は3つ質問をいたしますので、よろしくお願ひします。

1つは、指定管理者が町に払う料金の定め、納付金など、これは協定書ないしは契約書の中にうたわれるのかというように思うわけですが、その

点がどうなのか。それから、ここの9条の2のところに指定管理者の収入となるわけですが、これは条例に定めてあります。指定管理者にとっての諸経費、運営費と収支のバランスが崩れて赤字になるケースも、今、読み上げていただいてもとんとんないしは利益が出てくるような状況ではないとなりますと、黒字をつくろうと思えば、町民にとっての利用料金を指定管理者が引き上げる、ないしは、それは協議が要るわけですが、そのところに進んできますと、町民にとってのメリットがどうなのかという点で非常に疑問視をされます。この点でご説明願いたいのと、もう一つ、3点目は、指定管理者の団体で想定をされている団体、ないしは企業なりがあると思いますが、どういう団体を想定して、これは指定管理者制度に移行をする条例改正のときに私も言いましたけども、甲良町の独自のそれぞれの課題等を、営利で考える団体ではなくて、地域に密着した団体という点でも、当初、町長もそういう範囲で考えているというように表現がありましたが、このプールとおふろとも関係しますが、そここのところでの指定管理者の想定、どのような想定をされているのかのお尋ねであります。よろしく申し上げます。

○北川議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 西澤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、指定管理者の納付金につきましては、これはそうなりますと、やはり協定に基づいて何がしの金額を納付をいただくわけでございます。ただ、指定管理者制度につきましては、これといった納付の決めがございません。例えば、昨年お願いしましたけやきとか、社協のせせらぎのデイサービス等につきましては、これは他町に倣いまして、いわゆる固定資産相当税をいただいているということでございます。今後、これは内部で検討もしていかなければなりませんけども、そういった中で、例えば、今まで業務の提携料を払っていたけれども、その部分はもう払わないとかいうような部分での協定なのかどうかわかりませんが、これは今後の内容につきましては十分内部で協議をしていきたいというように思います。

それから、指定管理者が赤字になるようなケースというようなところで、利用料も引き上げをしてはという町に対しての不安要素もあるわけですが、これは条例で定めていますとおり、事業者が勝手に利用料金を変更することはできませんので、これは町に協議をかけていただいて、町長の決裁のもとで行うということになっております。

それから、指定管理者についてのこちらの担当課の思いでございます。本来でしたら公募での募集、非公募の募集があるわけですが、このプールにつきましては、管理職員の監視業務、また教室開催に伴う指導員等に係る経費で、毎年委託契約を取り交わしてきていました。この間、浴場

の管理や、また教育事業に伴います運営、土日の施設関係等委託事項以外にも積極的に職員さんのご協力をいただいていることで、水泳教室が週11教室あるわけでございますけども、専門の指導者をあてがっているということで、また事業に係りますノウハウ、住民との信頼関係、人材のネットワークが相当蓄積もされているという思いですから、できれば非公募により進めていきたいという思いを持っているところでございます。

以上でございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 そうしますと、2点目のところですが、指定管理者制度にとって、指定管理者そのものにとっての収支は、町への納付金は協議の内容にもゆだねられますし、この条例から言うたら、利用料金が指定管理者の収入になる。支出は人件費、それから運営費等ですね。その場合、福祉センターそのものの業務の中に4つの連携から組みかえで外したわけですけども、全体として福祉センターの業務がおふろ、プールは指定管理者制度に移行するわけですけども、全体としては収支バランス、つまり収支を考えるわけじゃないですけども、福祉センターの業務として町民の福祉増進ということで、もともと利益を生むということを発想してつくったわけではありませんから、そういう点では指定管理者の収支が赤字になった場合の対応は、これも協定の中に盛り込まれる。それとも、指定管理者の責任というようになるのかどうかについて、そのどちらの区分けになるのか、お尋ねします。

○北川議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 これは、やはり指定管理者制度を導入した以上は、受けました業者の責任というふうに考えているところでございます。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第12 議案第50号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第50号 甲良町一般入浴施設「香良の湯」の設置等に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第50号 甲良町一般入浴施設「香良の湯」の設置等に関する条例についてご説明を申し上げます。

第1条の設置でございます。住民の衛生の確保と、福祉の向上を図るため、甲良町保健福祉センター「香良の湯」（以下「香良の湯」）を設置するものでございます。

第2条の名称および位置につきまして、現行どおりでございます。

第3条の業務でございます。次に掲げる業務を行うということで、1号から4号まで、施設および設備の利用の許可に関する業務、料金の徴収、減免および還付に関する業務、施設等の維持管理に関する業務、前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務、以上の業務内容でございます。

第4条の、指定管理者による管理でございます。設置目的を効果的に達成するため、地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、町長が指定するものに第3条各号に掲げる業務を行わせることができるというものでございます。

指定管理者の指定の手続きでございます。第5条、甲良町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の規定に基づき行うものとするものでございます。

次のページをおめくりください。

第6条の開館時間につきましては、現行どおり別表第1で定めております。

第7条の利用の許可、第8条の利用の制限は、プール設置条例と同じ内容でございます。

第9条、利用料金等の定めでございます。利用する者は指定管理者に利用料金を支払わなければならない。2項、施設の利用料金は指定管理者の収入とする。3項の利用料金は、別表第2に定める額を上限として、町長の承認を得て定めるといふふうになっております。第4項でございます。利用料金は還付しない。ただし、災害その他、利用者の責めに寄らない理由により施設を利用することができないとき、町長の承認を得たときはこの限りではないというものでございます。5項は、指定管理者は、特別の事情があると認められる者に対しては、あらかじめ町長の承認を得て、利用料金を減額または免除することができるというものでございます。

第10条、利用の許可の取消しと、第11条、損害賠償、第12条、委任事項につきましては、プール設置条例と同じようなものでございますので割愛をさせていただきます。

付則として、施行期日でございます。この条例は、平成20年4月1日から施行する。

経過措置でございます。この条例の施行の日の前日までに甲良町保健福祉

センター設置等に関する条例の規定により出された処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続きその他の行為とみなすというものでございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第13 議案第51号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第51号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。

平成19年12月12日。

甲良町長。

○北川議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第51号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例
についてご説明申し上げます。

条例の改正でございますが、別表第3、2条関係でございますが、その2が浴場施設、その3が温水プール施設でございますが、前議案の提案どおり、条例制定がされますので、今使用料徴収条例からは削除するものであります。

「その1」を以下の表に改めるといふものでございまして、1号から4号まではそのままございまして、4号につきましてが、栄養娯楽室の規定につきましてを、今回、栄養改善調理室に改め、それぞれの区分ごとの使用料金に改め、定めるものでございます。

付則といたしまして、この条例は平成20年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 以前、前の議案のそれぞれ48号から49号、50号と連動をしてきているというように思いますが、この改正によって、現行の金額とは運用、それから金額運用については変わっていることはないというように確認できますか。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 新旧対照表に表がありますが、(4)の使用料関係において額

の変更があります。教養娯楽室は1,000円、1,000円、1,500円、2,000円でありましたが、部屋が変わりまして、新しく、いわゆる調理室であります。その使用料については1,500円、1,500円、2,000円、3,000円に金額も改まるものでございます。

以上であります。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第14 発議第2号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第2号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、地方自治法第112条および会議規則第14条第2項の規定より提出します。

平成19年12月12日。

甲良町議会議長 北川豊昭様。

提出者 甲良町議会議員 川副兵右衛門。

賛成者 甲良町議会議員 藤堂与三郎。

賛成者 甲良町議会議員 大野與一。

賛成者 甲良町議会議員 池田幸夫。

賛成者 甲良町議会議員 田中清勝。

○北川議長 さっきの関連するので、最終日に討論、採決します。

本発議については、川副君から提出されていますので、川副君より提案理由の説明を求めます。

川副君。

○川副議員 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例。

甲良町議会委員会条例（昭和62年甲良町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第1号中「7人」を「6人」に、同条同項第2号中「7人」を「6人」に、同条同項第3号中「13人」を「11人」に改める。

この条例は、平成20年2月5日から施行する。

それでは、甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例提案説明。

発議第2号 甲良町議会委員会条例の一部を改正する条例について提案説明をいたします。

平成18年3月22日に、甲良町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例が可決されたことにより、平成18年4月1日以降の選挙から

議員定数が、現在の14人から12人に変更になります。このことによって、平成20年1月22日の告示の甲良町議会議員一般選挙から適用されるにあたって、総務民生常任委員会と産業建設文教常任委員会の委員定数を「7人」から「6人」に、また、予算決算常任委員会の定数を「13人」から「11人」に改めるものであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○北川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤君。

○西澤議員 発議2号について討論いたします。

この発議については、先ほどの提案説明にもありました、平成18年の3月22日に定数が14から12に削減をされたことと連動をします。さらには、常任委員会が3つ、3委員会設置をされていたのが、2つに統合されて縮小されたことであります。この2つのいずれのうちも、議員の調査権、それから発言の権限、時間もそうでありまして、内容自体が膨大になります。そういう点からも、この条例ではさきの定数が削減されたことと、それから、常任委員会が2つに縮減をされたことと関連をしてやむを得ないと見ることが出来ますが、議員の権限が縮小されたことと連動をしています。ですから、私はそういう点では、この改正そのものは認めるわけにはいかないのであります。

よって、反対討論といたします。

○北川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○北川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本発議は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○北川議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩します。

午後6時から再開します。

なお、追加議案が提案されておりますので、休憩の間に議会運営委員会を

開催されて審議をお願いします。

しばらく休憩します。

(午後 3時30分 休憩)

(午後 6時00分 再開)

○北川議長 休憩前に引き続き、再開します。

日程第15 これより一般質問を行います。

発言通告書が提出されていますので、これより順次許しますが、発言時間について申し上げます。諸般の都合により、本日の質問および答弁時間については、甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人60分以内とします。

まず、最初に、5番 西澤君の一般質問を許します。

5番 西澤君。

○西澤議員 5番 西澤です。

早速質問に入らせていただきます。

1つ目の、町民の暮らしと営業・農業を守る施策の充実を求め、国民、住民の生存権などを定めた憲法を暮らしに活かすために、国も県も町も、根本からの転換が必要ではないかと切に思う時代であります。この項では総括的に山崎町長に、また、具体的な問題では担当課長、担当主監に質問をするものです。

私どもは、去る11月13日、5項目に絞って、暮らしと命を守る緊急要望書を提出しました。改めて紹介しますと、夏の参議院選挙結果や、自民、民主の大連立の動きなどを批判した上で、地方自治体は住民の安全、健康、福祉の保持が最大の仕事であり、悪政の防波堤となって町民の暮らし、応援を優先する町政執行が切に求められているのではないのでしょうか。

これらの施策を実行する上でも、同和特別体制からきっぱりと脱却しなければ、結局、町民の暮らしを守る施策が片手間にならざるを得ず、人員、体制、財政のすべてにわたって正面から取り組むことにはならないと考えます。今こそ同和行政特別体制の終結に転換すべきですと述べています。

その後、独自に町民の声、願いを直接聞くために、アンケートにて取り組み、開始後、10日ほどですが、ほとんどの方は生活は2、3年前と比べて苦しくなったと回答されています。賃金、年金、農業所得などは引き下がったのに、この冬入ったのガソリン、灯油の相次ぐ値上げで、家計が直撃されたと切々と書かれてあるものが目につきます。

これら町民を苦しめている背景にある自民・公明の庶民いじめの政治を指摘しないわけにはいきません。国防という耳ざわりのいい表現の裏に、年間5兆円の軍事予算に群がる政・軍・財のやみの利権構造が明るみになりつつあ

ります。1件の装備納入だけで何十億、何百億の利権をあさり、政治家は政治献金という名のわいろを受け取る。それらはすべて国民の税金が原資ではありませんか。その一方で、次々と国民の負担を押しつけ、すべての分野で生存権をはじめ、人が生きる食料、医療、教育など、国の責任を放棄した政治が横行していることに怒りがやみません。今、鋭く国民の批判を浴びているのは、守屋前事務次官と山田洋行元専務の贈収賄事件という、狭い犯罪だけではありません。政治とは何か。誰のためにあるのか。そして、税金は何のために払っているのかという根本問題が問われているのではないのでしょうか。そして、参議院選挙に続き、予想される解散総選挙で国民の願いが通る、生きる希望がわく政治への転換を強く思わないわけにはいきません。

例えば、政府与党は、少子化対策といいながら、子育て世代に一番厳しい負担増をこの間押しつけてきました。定率減税の廃止、年金、保険料の引き上げ、みんな子育て世代に打撃を与えました。そして、長時間過密労働に迫いやる一方で、ワーキングプアのもとをつくった安上がりの派遣請負労働に置きかえる労働法制の改悪を次々と強行して、子育て世代の収入を奪ってきました。少子化対策といいながら、逆に子育て世代をたたくような政治を行ってにおいて、何が少子化対策かと批判されねばなりません。

もう一つ、象徴的な例は、生活保護基準の引き下げのねらいであります。甲良町内で言えば、生活保護を受けている数十人だけの問題ではありません。介護保険料、地方税の減免基準をはじめ、就学援助制度など、さまざまな分野での制度上の基準になっているものです。ですから、この基準が引き下げられれば、政府は国民の社会保障、制度全般を大幅に引き下げることができることをねらっているものであります。大企業の利益や防衛利権などには熱心な一方で、格差を広げることは平気でやろうとする自民・公明の政治に改めて怒りがわいてくるのを押さえることができません。

このような国の悪政には、立場の違いを越えて共同して改善を迫ることを訴えるのはもちろんですが、同時に、一番身近な町政が町民の暮らし第一に施策の展開を図ることが何よりも大切です。定率減税廃止などによる住民税の増、介護保険料の引き上げ、医療費の改悪、障害者自立支援法による負担増など、家計を圧迫する負担増の政策に対し、町行政としての温かな手当てが今ほど切実に求められるときはありません。そこで、今回は、切実な課題のうちのごく一部について見解をただしたいと思います。

1つ目の、子どもの医療費無料化についてであります。滋賀県は、向こう3年間の財政見通しを発表し、来年度400億円、それ以降も400億円台の歳入欠陥予測を理由に、子どもの医療費助成を改悪をし、通院3倍、入院2倍にすることを検討していることがわかりました。県のホームページで確認

したところ、財政が厳しい理由を3点挙げていましたが、新幹線新駅やダムなどの大型公共事業に偏った県政運営を全く反省はしていません。町は県の改悪をそのまま町民に持ち込むのか、それとも、防波堤になって町民の暮らしを守るのかが鋭く問われているわけでありますが、どのような方針で臨むのか、まず、答弁をお願いいたします。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 ただいまの西澤議員のご質問でございます。

子育てのための経済的負担の軽減策として、本町も個人負担500円、そして入院1日につき1,000円の負担助成を考えていたところでありました。先ほどおっしゃいましたように、県が来年度から新たな財政構造改革プログラム策定に伴って、事業見直し案の事項中、診療機関ごとに500円が1,500円、入院1日につき1,000円が2,000円の改革項目としてあります。町といたしましてもますます負担が増えるばかりでございます。今後の県ならびに他市町の動向を参考にしながら検討していきたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 回答いただきましたが、県下で県制度に上乘せをしていない市町村の数の方が現在少数になっています。11月の県民要求の実行委員会による自治体キャラバンに、私も甲良町の町長をはじめ、福祉主監も出席をいただきました。検討をしていきたいと言っておられたのが今の回答だということに思いますが、もし県が改悪を思いとどまり現行のままでいく場合と、改悪された場合とで小学校卒業までの医療費を公費で負担する場合、それぞれ幾らの財源が必要であるか、試算しているかをお尋ねをするものです。

先ほど言いました、通院で3倍の1,500円、これを町が負担する場合、それから入院で2倍の2,000円を負担する場合の財政的な人数の関係もありますので、その辺の試算をしておられましたらご回答をお願いします。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 現状の500円の負担を個人負担、まず、人数から申し上げます。済みません。乳幼児の対象は500人としております。約500人。そして、10割の1人当たりの金額が12万円でございます。500人掛ける12万円が6,000万を1年間の10割の医療費と仮定をします。その中で8割は公費負担でございます。2割は本人500円ですが、もともとの公費は2割でございます。これは県が2分の1、町が2分の1という割合になっております。8割が4,800万になります。2割が1,200万になります。この場合、500円の負担をすることは300万円という個人の負担がかかるのと、町の医療費が600万円、合わせて900万円、町が

負担することになります。追加で要するという事です。それを、500円が1,500円になります、今の県の構造プログラムでいきますと。入院費1,000円ですが、ちょっとその辺の計算はしにくいのが現状でございます。それで、1,500円を負担するという事で、個人負担が900万になります。町負担の補助が450万円、差し引きまして1,350万。大体1,300万円ぐらいの町の持ち出しが必要となります。よろしくお願ひします。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 他の項目、他の予算とのバランスを考えれば、どこに重点を置くかという点で、未来の甲良町、この町に住んで産み育てるという環境を整えていく上でも大事な施策だというように思います。

次に、妊産婦の健診の公費補助の拡充については、補正予算で説明をされましたが、基本は子育て支援の内容、経済支援にあるというように思うわけですが、来年度の計画が既にされているというように聞いておりますが、今回の補正予算と来年度の方針などについて、まずご説明願ひたいと思ひます。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 ただいまの妊婦健診公費負担の拡充の件でございます。妊婦一般健康診査の助成につきましては、現在2回健康診査と肝炎ということで助成を実施してきたところであります。国の方針としては原則5回ということでありまして、それに伴いまして、当町でも平成20年1月1日以降の出産予定の妊婦に対し、本年度は5,000円を上限として追加の助成を実施していきたいと考えております。

また、来年度からですが、県内産科医の健診料が平均3,000円であることから、統一補助券となり、できるだけ妊婦健診の回数を増やし、本人が利用しやすいよう補助券が2,500円単位で12枚の補助券を、合計3万円になります、3万円分の補助を考えているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 一歩前進したというように思ひます。全国統計の資料をお出しいただいていますが、県の議員団で送っていただいたんですが、全国的に見れば滋賀県の各市町村、比較から言えばよくやっているところだというように思ひます。

しかし、妊婦健診で1回1万円を超える場合もメニューによっては出てくるんですね。国の指針の中でも14回が望ましい。国自体も非常に私はずるいというように思ひますが、14回ちゃんと財政的な手当てをした上でや

りなさいという指導をしているんだったらわかりますけども、そうではなくて、精神的な支えとか、肉体的な、今の高齢出産もあるということから健診の必要性を説いているわけですけども、少ない場合、先ほど言われましたように平均3,000円、二千数百円で済む場合も14回のうち出てきます。けども、その点では隣の多賀町が8回というように町の持ち出しをして、金額としてもびっくりする金額ではなくて、子育て支援が町民に伝わる。子育て世代の若いお母さん、結婚して、それからその周りの家族もそうだと思いますが、町が温かい手当をしているというメッセージが伝わる点でも多賀町の8回をぜひめざしていただきたいというように思うわけですが、この点、見解をお願いいたします。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 ただいまの多賀町は、来年度は20回というようなことも出ておりますし、19年度につきましては8回ということも見ております。しかし、県の大体の平均を申し上げますと5回というところが平均でございますので、当町としても5回を考えております。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 ぜひ低い方に合わさず、高い方に頑張っていていく必要があるというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○北川議長 保健福祉課長。

○松原保健福祉課長 議長、済みません。訂正させていただきます。今ほど5回と申しましたが、2,500円の12枚でございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 次に進みまして、障害者自立支援法による応益負担の軽減の問題についてお尋ねをいたします。障害者とその家族から障害者の生きる支えである作業所での労働を利用料、応益だとして原則1割の負担を押しつける制度のもとで、昨年12月、娘2人を道連れにして、父親が甲良町内で無理心中を図った事件はまだ記憶に新しいところであります。政府与党は、この制度が始まって間もなく、障害者と国民のごうごうたる批判のもとで、わずかばかりの負担軽減ながら手直しをせざるを得ないところに迫いやられました。親子3人の心中事件の発端となった東近江市が、負担なしを英断したのをはじめ、全国各地で国の仕打ちに抵抗し、軽減策を実施をしています。来年度、踏み切る決断を固めてはどうかと思っているものでありますが、福祉主監の見解を求めたいと思います。

○北川議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 ご回答申し上げます。

まず、応益負担の軽減でございますけども、障害者の自立支援法によりま

して、制度施行後、利用者負担は増額となりますことから、県と町では独自の軽減策として、平成18年10月から緊急特別対策事業を実施をしております。

また、本年度は19年4月になるわけですが、国が特別対策としての利用者負担のさらなる軽減措置を実施することになりましたが、滋賀県独自の緊急特別対策事業によりまして、県庁ではこれより負担軽減の対象者を拡大した内容で実施しているところでございます。

当町におきましても、県の緊急特別対策事業において、特別の緩和措置を実施していることから、この制度活用の上、今後もサービスのご利用をさせていただきたいと考えているところでございます。

また、この制度につきまして一番心配しておりますのは、平成21年度の見直しに向けてでございます。現行の負担軽減措置との継続を行うよう、県を通して国へも強く要望していきたいと思っておりますので、どうぞご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 今言われました県の制度も、報道によりますと軽減策、途中で中断をするという方向も非常に濃厚になっているというように聞いています。そういう点では、金額の多少はありますが、対象者は何百人いるわけではないというように思います。通所されている障害者の皆さんは、私、正確な人数は把握をしておりますが、50人前後だというように思います。その点でも介護激励金のような各家庭に激励をする、そして、ともに生きる、そして、経済的な負担の中で全部を賄うことが地方自治体でできるわけではないというように思いますが、そうしている自治体もある中ですから、甲良町の裁量の範囲、台所の範囲を、それは理解できるところでありますので、私、最初言いました、口火を切る点で、何らかの形での激励金的な支給が必要だということを私は思っているのです、再度、見解をお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○北川議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 今回、県の来年度に向けての行財政の改革でも自立支援法の絡みがありましたけれども、特にうちの町に関しましては、利用する種目に特別影響を与えるということもございませんということもまず申しまして、おっしゃっている意味はよくわかりますけれども、私もちょっと1つの仮定を出しまして、年収約600万円未満の方で、500万の預金がないという方について県・町の緊急プログラム、また、国の特別対策の上限の枠を当てはめまして、本人負担が7,500円というような金額でございます。かなり県・町の部分で軽減もされておりますので、こういったところでご理解も

いただきたいと。特に21年度の計画の見直しにつきましては、さらに負担軽減に向けて要望も取り上げていきたいというように思いますので、何とぞご理解のほどを賜りたいというふうに思います。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 福祉主監、お言葉を返すようではありますが、やっぱり応益負担の考え方そのものが非常に大きな批判を浴びているわけですね。ですから、今まで負担がゼロだった障害者が福祉施設、それから作業所施設を利用することが、応益として原則1割、むしり取られると言って私はいいと思いますが、集会に1回参加させていただきましたが、仲間の方がとつとつとした障害を持った口で、いろんな利用を控えねばならないというように訴えておられました。という点でも、身近に接する町が何らかの形で、数百万、何千万という予算計上じゃないというように思うんです。要は、その応益負担に対して軽減しますという点でのメッセージをまず送る上で予算計上を、金額は、例えばの話ですけども、2,000円、5,000円の激励金を渡すという形が私は必要だというように思うわけですけども、その点、ぜひ検討いただきたいというように思いまして、次に進みます。

次に、ごみの減量化と週2回の収集の実現であります。私どもが主催をしたごみ問題の講演会での岩佐恵美さんは、生活の最後に排出されるものをごみと考えることが大変重要だと提起をされました。分別を徹底することで生産工場の経費を大幅に削減している企業、都市ぐるみの4割の減量に成功して、焼却炉3基のうち2基を廃止をし、財政上も大いに貢献した横浜市などの事例を紹介されました。市民と行政がともに考える視点に立てば実現可能であることを示しているのではないのでしょうか。

これもさきに提出した緊急要望でも述べていますが、家庭ごみの焼却は、原則禁止であることを徹底する上でも、週2回収集の実施をはじめ、ごみステーションの増設などの改善を行政の責任において実施をし、家庭内に可燃ごみが滞留しないよう行政が手当てするので、ドラム缶等での焼却はおやめください、法律違反ですよ。この毅然とした対応が求められます。ごみ行政の改善が必要なのではないのでしょうか。そのためにごみ行政の抜本改善を図るため、減量化、分別の徹底、野焼きの禁止などについて、字別の説明会を開き、十分町民の意見を聞き、方針を徹底する必要があるのではないかと、その点でまず見解を求めたいと思います。

○北川議長 総務課宮崎主幹。

○宮崎総務課主幹 西澤議員のご質問にお答えしたいと思います。

ごみの排出につきましては、これまで分別区分によりますごみ出しが住民の方にも理解していただきまして、可燃ごみ、不燃ごみ、瓶、缶、ペットボ

トルなどの資源ごみに分別していただきまして、決められた期日に出していただいております。今、西澤議員さんからもございましたように、現在、6集落でごみの減量化や分別区分をテーマにいたしました集落懇談会を開催をいたしております。既に5集落開催いたしております。あと1集落は2月に開催をさせていただく予定をいたしております。今後は、全集落に拡大して、ごみの減量化や分別区分につきまして集落懇談会を開催する予定をいたしているところでございます。

こういった地道な施策こそ重要ではないかというふうに思っております。収集日を増やすことにつきましては、住民に行き届いたサービスだと考えられますけれども、行政も住民も一丸となりまして、ごみの減量化や処理費用の縮減に取り組むことが大切ではないかなというふうに思っております。現在、夏場におきましては、7月、8月の4回は週2回収集をさせていただいております。現行どおり週1回の収集を今後も実施するつもりでございます。ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 西澤です。

これ、週2回収集をしているところがほとんどといいますか、甲良町だけが週1回なんです。夏場の4回ありますが、豊郷町は、隣は5、6、7、8、9、10、半年間2回しています。通年2回の要求が出されて、過日選挙の問題になったところでもあります。それで、ある39才の町民の方のアンケートに基づいて、甲良町役場担当課に確認をしました。これは古紙、雑誌、段ボールを町が回収していると。甲良町でもやってほしいという要望に答えてであります。調べたところ、古紙、雑誌は平成12年から、段ボールは13年から行政による委託収集を実施をしています。町内を3カ所に分けて、奇数月に公民館などを拠点として行っており、ごみ分別の一助として顕著に可燃ごみは減少したというように報告をされています。ごみ減量化は一絞りに運動に頼るのではなく、日常の町民生活に合った工夫が必要だというように思いますし、私はぜひ指摘をしたいのは、ごみというのは毎日出てきます。ごみの問題にどう行政と町民が対応するのかというのは、ある意味では一番大事な町民生活の中での、行政がどこを向いて仕事をしているのかと問われる問題だというように思うんです。その点で、減量化と、それから週2回の点での再度見解を求めたいと思います。

○北川議長 総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 ごみ減量化に向けましての取り組みでございますけれども、既に生ごみ処理機、あるいはコンポストの補助を平成12年度から出させて

いただいておりますけれども、こういったものを活用しながら自家処理なり、また、減量化に取り組んでいただきたいなというように思っております。行政と住民挙げてごみ減量化に取り組んでいきたいなと思っております。

先ほど申しあげましたように、ごみの収集につきましては、こういったことを減量化に向けまして取り組んでいきたいと思っておりますので、現行どおりの週1回の回収を今後も実施していくということを考えております。

以上でございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 課長も、それから町の幹部の方、ぜひ町内を見ていただきたいなというように思うんです。家の門口、それから田んぼのわき、ドラム缶、非常に目につきます。歩いているうちに2件に1件、集中しているところも出てきます。大小いろいろです。それから、夜に野焼きをしているところがいっぱいあらわれています。

私の安土町の友人は、煙が立つと町の職員と消防が駆けつけて、野焼き禁止の指導を徹底する。これを長年やってきて、今現在は家庭ごみの焼却、ドラム缶等での焼却はほぼなくなったというように、この間話をしていましたら言っていました。という点でも、これ、ドラム缶で焼く限り週2回は切実やないんですよ。この点でも予算措置が何千万膨れ上げるわけやないというように、私、専門の方に試算を聞いてきましたが、週2回をすることによって2倍の予算ではないと思います。その点で、その可燃ごみの家庭焼却、これは禁止ですよと指導するつもりがあるのかどうか。そして、予算上、どのぐらい週2回にすれば増えるということが試算をされて、実施をする上でどうしようかというように町内で検討しているのかどうかをお尋ねをいたします。

○北川議長 総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 野焼き禁止の指導でございますけれども、今日までも、そういった通報等がございましたら寄せていただいて、住民への野焼きをしないように指導させていただいておりますし、今後も指導をしていきたいというように思っております。広報等でも禁止の啓発をしているところでございます。

週2回、もしした場合の試算ですが、これは現在はいたしておりません。

○北川議長 西澤君。この件については再々質問が終わりましたので、次、行ってください。

○西澤議員 ぜひ、これ、予算上も豊郷の事例を聞いていますが、2倍になる金額ではありません。非常にわずかです。業者の見積もりもとられて、また、リバースの相談をされて、ぜひ検討に向けての一步を踏み出していただきた

いというように思うんです。

そこで、次に、後期高齢制度の問題です。医療制度の問題についてであります。被扶養者および国保税よりも負担が増える高齢者世帯に対する軽減の問題についてお尋ねをするものであります。去る11月26日、後期高齢医療制度の広域連合議会が開催をされて、保険料が決定されましたが、その際、町長が議員として出席をされています。どのような状態だったか、また、どういう立場で態度表明や質問を行ったのかのご報告を願いたいというように思うんです。

同時に、国は激変緩和などと言っていますが、要するに負担増の基本は変更しないけれども、年次ごとに引き上げるというものでありまして、高齢者を苦しめるのには変わりありません。私たち日本共産党は、高齢者差別をますます強めるとともに、健康保健制度の根幹を崩すものとして中止、撤回を求めています。町としての救済の方法、資格証明書を発行しない、国保税よりも高くなる人への助成、また、被扶養者で、現在健康保険料を払っていない方が、この後期高齢制度に移行をすることによって大幅に負担になる。この新たに負担になるのを半年間凍結をして国が財政措置をするというわけですが、その点でも半年間延びるだけの話で、その先は、国はまだ決まっていません。この点で町の対応の方策、基本方針を定めておられましたら、また、考えておられましたら表明いただきたいというように思います。

○北川議長 町長。

○山崎町長 後期高齢者の広域連合の議会が先月行われました。私ども、市町村会も含めて、各地域の代表が出ておるわけでございます。基本的には、国の三位一体改革や地方分権が推進される中で、いろいろ交付税であるとか補助制度の見直しが相次いでおるわけでございます。特に全国におきましても若年層の減少や急速な高齢化によります医療費や社会保障費が増大しています。また、団塊世代の退職によりまして財政基盤にも影響が出ている状況の中で、社会保障制度が見直されまして、介護保険、障害者自立支援、そして引き続き後期高齢者医療保険制度の創設等、住民はもちろん、行政にとりましても同様に負担が強いられておるわけでありまして、国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる。また、将来にわたる持続的、かつ安定的な運営を確保するため、こういった広域連合が設立されるわけがあります。それも施行に向けて、あと3カ月余りとなりました。この制度が円滑に推進できますよう、今後の社会保障制度や、とりわけ必要となる財源確保のため、県や国への要請に積極的に取り組んでまいりたいというように思っています。議員の皆さん方にもご支援、ご協力をお願いしたいというように思います。

この前の議会におきましては、こういった制度の施行に向けた広報活動について、やはり県もしっかりと責任を持ってやっていただきたいということと、それと、医療給付の増加につきまして、保険料の増加に係るものについては国への要望活動を積極的に行っていく。それと、資格証明書の交付であります。やはり地域の実態、それぞれのまちで実態は違うわけですので、その自治体と十分に協議をしながら判断をしていただきたいというような要望でございますし、あとはまた、社会保険と被扶養者保険料の凍結に係ります具体的な対応について善処をしていただきたいというようなことで話をしてまいりました。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 後期高齢制度は、来年4月1日、そして2カ月に1回の年金からの天引き、それが実行された段階で介護保険料と、それから後期高齢医療制度の保険料が徴収されて、銀行へ行って通帳を見て、こんな引かれているはずではない。こういう衝撃が走るというように思います。その時点で世論になるんだろうと思いますし、また、参議院選挙の結果を受けて、心配した与党が凍結の方針を早々と出して、内部では混乱しているようでありますし、包括医療の内容についてはまだ定まっていないと。どういう内容の医療が施行されるのかについても広域連合の事務局長と話をしましたら、まだ厚生省が定まっていないという段階で11月の末でそんな話でありました。

という点ですから、町のスタンスを非常にしっかりとって、この後期高齢制度で平均で7万5,850円、全国の中ではそう高い方ではない。せやけど、比較の話でありまして、東京で10万とか福岡など、10万を超えるところが幾つか出ているわけですから、そういう点では実際に差し引かれる方の痛みになって、この救済策を本当に町、県、それから住民が一体になって改善を求めていく必要がありますし、私たちはその立場で、先ほど言いました、この制度そのものが非常に大きな結果を持っている制度でありますから、撤回を求めて頑張っていくことはもちろんであります。

この点は、来年4月から実施をされることについて、再度角度を変えて、医療制度の補助策、支援策、緩和策、そういうので何らかの検討方向がされているかどうかについてだけお尋ねをいたします。

○北川議長 町長。

○山崎町長 現状では、我々も20年度の予算について、歳入の把握ができていない状況でございますし、ただ、後期高齢者医療制度というのは、私たち保険の負担をする中で、年々の予算を平準化する中では行政としてはメリットがあるというように思っております。ただ、現状、町独自の軽減策につきましましては、考えられていないというよりは、今考えられない状態でございます。

す。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 これ、本当に大変な問題が起こってまいります。それに対応する方向で、準備をぜひ始めていただきたいというように思うんです。

次に、甲良ふるさと交流村構想について3点お尋ねいたします。

平成18年3月付で、甲良ふるさと交流村研究会発行のパンフレット、これではありますが、18ページで、こだわりの甲良ふるさと交流村構想の実現に向けてと題して、農業振興の独自展開の推進が弱かったと記述されています。その弱かったという原因は何だったと分析しているのか。その原因が根本から除去、克服されたのかどうか。答弁を求めるものであります。このパンフレットではいろいろと述べているわけですが、構想、計画が我々町民に発表される前から、つまり研究の段階から町民合意が全くないにもかかわらず、設置場所を金屋と決めているところに不思議さが漂うものであります。この農業振興についての展開で弱かった分析、それのところの原因、それから根本から除去をされたかについての答弁を求めたいと思います。

○北川議長 産業振興課長。

○茶木産業振興課長 今まで農業振興につきましては、農協さんとかいろいろな関係で頼っていたというようなところがございます。果たして今まで農業振興、何をしていたのかなというような形から振り返りまして、独自の展開がされていなかったというようなところというふうなことでございます。

それで、今年から営農専門員さんを配置しておりますので、野菜振興の方策といたしまして、せせらぎ直売所の組合員さんを対象に、プランター栽培とかいろいろな形の新しい技術の研修等を実際行って学んでいただいております。

また、有機栽培の講演会とか、あと、北落では、現在野菜を試験栽培をしておりますし、水稻では尼子の方で有機栽培に取り組んでいただくというようなことで、先日、散布をされたというようなことも聞いております。ほかにはない特色をつけた農作物づくりというようなところでこれからの農業を展開していきたいというふうに考えております。

そして、そのほかには、農業に関する相談ということで、相談日を開催するというので、この12月20日でございますけれども、午後1時から5時と6時から9時の2回、開催をするというふうなことでございます。内容につきましては、県の方の職員をお願いしまして、野菜、果樹、花卉についてそれぞれ相談を受けるというようなことでございます。

こういうようなことで、いろいろなそれぞれの農家からの問題等を拾い上げながら、いろいろなこれからの独自展開の方向というようなことで考えており

ます。

○北川議長 西澤君。時間があと残り15分ですので、時間配分を考えて質問してください。

○西澤議員 長々と言っていたいただきましたが、質問に答えていないんですよ。担当課の担当の方でさえも農業振興は何をやっていたのかなと言わざるを得ないぐらい、その弱かった原因が何かというように聞いているんです。このパンフレットでは、コンサルが書いたと思われるキャッチコピーがちりばめられています。肝心の農業生産と、それを支える住民の共同の基礎力について、実現に向けて何ら具体的な提起がなされていません。農業振興がおろそかになった原因。これは、私は考えるんですが、同和対策最優先、そのもとで運動団体言いなりの体質、行政の主体が確立していなかった。ここに本当に町そのものが、何が原因でこういう独自展開が弱かったのかという根本のところに行き着かなければ、本当の農業振興に立ち行かないというのが、私、思うんです。

その点で、どこまで庁舎内で、この書かざるを得ない、それから、今、何をやっていたのか、胸を張れることがないという点の根本の原因が何だったのかについて、庁舎内の論議はどうなのか。産業主監、お答え願いたいと思います。

○北川議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今のご質問でございますけども、町の、今、課長の方から申しました内容でございますけれど、個人施策というか、特産品等に対する施策に関しては十分、当初、その当時、重点施策として取り組めていなかった。しかし、その当時につきましては、甲良の方では特に集団生産調整、転作関係、産地づくり交付金の関係なり、防除助成なり、育苗助成ということで、全体農政の方を推進するという方向での方に偏っていたと。同対事業はそれなりの組織でやれていた別項目でございますので、農業自体の推進方法につきましては、以前は全体農政についての助成を充実して、他町と比べましても、転作関係については、甲良の方は決して劣っているという思いは持っておりません。

ただ、課長が言いましたように、個人的な独特の特徴ある農政の推進施策としてはちょっと弱かったところがあるということで、今年度から特にそういう部分に力を入れて推進していくという具体的内容をご報告させていただいたような状況でございます。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 それで、本当にこれからという段階なんですけど、しかし、ところが先に進んでいます。買いかえの行政報告を聞いていますと、地権者とは過

日契約が完了したというように言われましたが、どのような契約なのか。問題は予算計上がまだ議会でされていません。にもかかわらず用地買収を先行したということなのか、説明を願いたいと思います。

○北川議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 用地の関係でございますけれども、町長が冒頭行政報告の中で報告させていただきましたように、買収を完了させていただいております。その財源につきましては、甲良町土地開発基金ということで、事業の円滑な執行を図るための目的として設けられております基金の活用での内容とさせていただきます。この先行買収にあたりましては、18年9月段階での拠点施設の計画の業務関係を進めてまいります段階におきまして、国・県での事業採択協議等をずっと詰めておったわけでございますけれども、より深く、また計画の現実性、具体性の面から計画を進めていく中、用地協力の状況の明確化、どうしてもこれが必要やという状況になっておりましたし、用地関係者の方からも、次年度の土地利用の関係、どのようにするか。すぐ植えつけの準備に入るといふ部分も迎えておりました。そのことよりもなおかつ先行買収させていただくことによりまして、今、湖東地域振興局管内で大きな優良、優良というのはよい土が出ると。それは20年度に出るといふようなことでございますけれども、そういう優良残土による造成計画の整理も進めることができる。

また、地域用水事業、これも同時に中で整備していく事業でございますけれども、年々予算が厳しくなり、確保できないというような状況の中、先行で土地を確保することによって先行協議が可能になり、具体的に進められると。具体的には造成工事を行うことによりまして5,000万近い軽減にもなると。ほかにも影響はいろいろあると思いますけど、事業費軽減の対策にもなるといふことから判断いたしまして、事前買収ということで協議をいただきまして、調印という運びになった次第でございます。

以上です。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 これは町民と議会、出し抜きじゃないですか。私たちが計画を聞いたのは、一番新しい説明で8月2日、まだ構想の段階です。その資料をいただいて、産業主監は、この資料は町民に説明しないでくださいね、誤解がいきますからまで言われました。その段階ですらそういう議会への説明にもかかわらず先行取得、しかも予算計上の必要のない基金から取り崩すという点では、これは規制事実づくりというようにとられても仕方がないわけですが、この点、どういう手法があったのですか。町長にお伺いします。

○北川議長 山崎町長。

○山崎町長 手法があったということでありまして、今説明申し上げましたように、土地開発基金で先行取得をした。土地開発基金というのは、公用もしくは公共用に寄与する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るためということでありまして、今、議会やら住民を出し抜いたのではないかなというような話もいただきました。19年3月議会で承認をいただいた国土利用計画なりの中でも位置づけ、そして農振計画の確定、集落懇談会での、これは全集落であります。住民説明、そして8月2日の議会全協説明などを進めておりまして、ぜひご理解をいただきたいなというように思います。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 この点については、次とも関連をしますので、続けて質問いたしますが、経済アクセスや、それから全体の構想、それから、どういう計画であるかについての説明がまだない構想の段階というところで言っています。そこで、責任ある支える運営主体、これがどういうようになっているのかの質問であります。この構想の出発が間違っていることは以前も指摘をいたしました。加えて町民側、農業者側の責任ある推進体制が整わない中で進めている点が問題だと思えます。11月に開かれた農業委員会で、この道の駅、交流村構想、農業振興が主なメインだと言われていますが、その農業委員会でもこの問題が提起されていないと聞いています。この課題は、行政だけで実現できると思っているのでしょうか。しかし、少なくとも町民とともに作り出そうとする努力をしているとは到底私は言えない状況だと思えます。聞こえてくるのは、できても甲良の魅力ある産物が現在はない、土地さえ売ればいいと思っているのか、今、暮らしや農業が大変なとき、町は熱中する方向を間違っているなどなどあります。

加えて、尼子駅の農産物直販人権センター構想も、農産物直販がついていましたが、構想が倒れています。部落解放加工広域センターも、運営趣旨がパンフレットと比べるとなかなか共通点があります。これも脱税などが発覚をし、十数年で倒れました。カモ公園は休業と、当時センター長が答弁されましたが、実態を隠したもので、実質の倒産ではないでしょうか。残念ながら、今回の出発も第一段階から道の駅ありきを改めて、農業振興を本気でサポートする、困っている農業問題の実情に手当てをする、このことの施策に重点を据える転換を図らなければ、同じつてを踏むことになります。

そういう点で、この拠点施設、それから交流村構想を支える、その運営主体が、説明によりますと指定管理者制度の導入も視野というように入っていますが、この点、設置に至るまでの住民側の、行政は今主監が主でやっておりますが、その点、どのような体制で臨まれるのかお尋ねします。

○北川議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 今、ご質問がありました件についても、特に一番重要な点と考えております。今回の計画につきましては、何回も述べさせていただいておりますように、甲良の地域資源を活用したにぎわいのある生活によりまして経営安定をめざす農業振興というのを、地域振興というのをめざしております。したがって、その運営に係りまして、現在活動されている活動者の方、また、団体の方、そういう団体、またそれを総括して計画的方針対応を検討する協議会これが確実に必要になろうかと思っております。これにつきましては、商工会、農協、活動者、町等、当然入っていただいている協議会となろうかと思っておりますけれども、今現在はそういう団体のもとで方針を検討いただき、お話のありました指定管理ということですが、最終的には指定管理の方向を検討しているわけですが、このような協議会と協議団体とがうまく競合し、よりよい計画を立てられるようにしていきたい。

それと、指定管理団体につきましても、今現在まだ発足はできておりませんが、企画、集客、運営、采配というものがございまして、特に協議会の中に含まれるような既存で活躍されている意欲のある方が入っていただいている専門の商工会、また、企画等を考えられるものも入っていただいている会社設立等を行っていただいている指定管理という方に臨みたいと。そのためにも、先ほど課長の方からありましたように、いろんな方とのコミュニケーションを今の計画が確定した段階でより深めて並行して入っていくと。まず、農業団体の意見を聞き、その方の意欲を確かめ、そしてまた、そういう方々から根を広げて活動される団体とも協議をして、このような組織をつくっていきたい。ちなみに、今の段階ではせせらぎ農産物直売所の関係なり、まめな生活通信自然派ネット、グリーンあいば、グラウンドワーク甲良、また、いろいろ農協での施設部会なり、いろんな組織もございまして。また、個々での取り組みをされている方もございまして、民芸品としての取り組みもやっておられます。確かにまだ今は小さな小さな力でございまして、その拡充をすることによって、この運営団体の方にも参画していただけるということで、そういう部分につきましては、今後計画確定、採択に合わせまして並行して詰めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○北川議長 西澤君。

○西澤議員 いろいろ言われましたけども、まだこれからという段階ですよ。けども、土地の確保、いわゆる財政支出だけは確実に出ていくということでもありますから、発想が逆転しているということだけを指摘をして、次に進

みます。

ごみの処理施設の広域化計画についてであります。去る11月27日に、私ども湖東広域地域の一般廃棄物処理広域化事業促進協議会に関する党議員が、当協議会の会長である獅山市長と面談をしました。その際、今回のボーリング調査は候補地に適否を判断する調査だと説明した上で、基礎的、初歩的な調査もせずにはばかげた計画が進んでいたもので、今の時点で冷静に調査が必要と判断したものなどと話しました。このばかげた計画が、なぜ5市町のトップが集まる協議会で進んでいたのかという疑問であります。

同時に、獅山市長は、1市4町でやるという枠組みだけは確実、それを彦根市が抜けるようなものならむしろ旗が立つとまで明言しました。大型化のもとになっている広域化は見直せない。見直したら大変になるという認識を示したわけですが、適否というなら、否となった場合の候補地が幾つか選定されているのか、お尋ねをいたします。

○北川議長 総務課主幹。時間がオーバーしますので、簡単に答えてください。再度の質問はこれで打ち切ります。

総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 候補地がだめな場合、次の候補地があるのかということのご質問でございますけれども、それはございません。

○北川議長 西澤君。これで最後の質問にします。

○西澤議員 過去に彦根市の、3に飛びます。焼却施設候補地に上がって不適合地となって退けられた経緯をお尋ねするものであります。

彦根市議会の議員の記憶によれば、平成4年以前に彦根市単独の焼却炉更新計画の候補地に上がって、ボーリング調査等の調査の結果、不適合地と報告されたというわけですが、確認ができるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○北川議長 総務課主幹。

○宮崎総務課主幹 彦根市の事務局に確認いたしましたところ、そのようなことはありませんとのことでした。

○北川議長 これで、西澤君の質問を終わります。また、次回の機会にこの件については再度質問してください。

続いて、7番 北川孫之丞君の一般質問を許します。

○北川孫之丞議員 7番 北川でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

四季の移り変わりは早いもので、寒さが厳しい冬を迎えました。国・県の方では厳しい財政状況の中で、今年度、20年度の新しい予算を検討されているわけですが、地方交付税、県の支出金等について厳しいこ

とが言われています。県におきましても、この17日の日に湖東振興局でお尋ねしましたところ、ここに書かれていますように、平成20年度で一般財源は400億円、21年度で460億円、22年度で450億円足りない。それから、本日の町の財政概要によりますと、20年度、21年度において約4億5,000万円の財源不足が生じるというような予想がされているわけでございます。それで、結果を見ますと、本年度の集落ミーティングの6月6日の会合のときに寄せていただいたときには、平成20年度で歳入が30億6,000万、歳出が31億7,800万で、1億1,800万の財源不足、21年度では、歳入が30億1,700万、歳出が31億5,400万、差し引き1億3,700万の財源不足が生じるというようなことが皆さんに説明されました。

そういうことを考えて、実際、町といたしましては、本日説明があったとおり、20、21年度で2億5,000万というような財源不足が生じるというようなことを申されたわけでございますけれども、来年度の予算方針はどのように考えておられるのかなということをお尋ねしたいと思います。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず、数字の問題でございますが、集落ミーティングでは、昨年度から非常に財政が厳しいということで、2年連続の財政状況のシミュレーションをお出しをさせていただきました。平成18年3月、改革プログラムと同時に財政シミュレーションを出した時点で4億5,000万という数値でありまして、19年3月時点の時点修正では、財政調整基金も積み立てができましたし、特交もほぼ昨年度うまく入っておりますので、その数字については、平成22年でもマイナスにはなっていないというふうな修正をさせていただいたところでございます。

そこで、今年度の予算編成であります。県が財源不足の総額の400億円等々は、早くに表明をされておりましたが、県もその措置をどうするかについては内部検討していると。全協で申し上げてございません。

そして、県知事は暮らしに影響するようなことは最小限にとどめる。そして、事業補助金のスライスはしないということで、補助率に影響するようにカットはしていかない方針だということですが、公式には11月末の町長への説明、そして、11月30日には実務レベルで正式に各セクションに与える影響の内容が示されまして、新聞報道にありますように、市町への影響は総額で33億円というふうなマイナス影響がするということでございます。

このことは11月1日の県の財政、新年度の予算編成方針には載っておらないし、私たちの11月1日の予算編成方針にも載っておりません。今、こ

のことについては議会と町を挙げて、どう圧縮に取り組むかという取り組みの途中であります。いずれにしても甲良町では、冒頭おっしゃいましたように、財政改革プログラムも独自に甲良もつくりながら、マイナス財政にならない努力を必死でやってきましたので、今後もその方針では変わりはありませんし、それから、新たな県のマイナス分については予算査定の中でどういうふうな影響があるか、額を確定しながら検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○北川議長 北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 今のそれは、国・県でいろいろと問題になっておりますので、町としてはなかなか予算についての取り組みとか、そういうものはなかなか困難な問題があるかと思えますけども、7日の日には県内4団体が知事に要望を出されたというようなことでございます。私ども、バックアップをしていきたいと思っておりますので、その点につきましてご尽力を賜りたいと、かように思います。

また、重点的な方向づけと言うたら語弊があるかも知れませんが、そういうような面になる予算方針を持っておられるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○北川議長 総務主監。

○野瀬総務主監 重点事業は、ここに来ましてインフラ整備が、下水道がほぼ完了に向けて先は見通せました。今後につきましては、財政が非常に収入財源が乏しいわけでありますので、投資予算については必要な最小限に抑えながら推移を見守っていくということでありまして、その他の行政経費については切り詰められる部分は切り詰めると。そして、先ほど質問もありましたが、町の重点施策としているふるさと交流村等々については、今後、重点として取り組みを強化をしていきたいというふうなことを思っております。

○北川議長 北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 なかなか今方針はないというような、今、3点ほど申されましたけれども、最低必要源の緊縮予算で組んでいくというようなことでございます。大変厳しい状態になってくるわけでございますけども、町民の方々に、少ない中でも夢と希望を与える予算編成をしていただくよう、ひとつ、よろしくお願ひしたいと思います。

2点目の、追跡質問でございまして、まことに申しわけないんですけども、公園管理体制についてということで、北落工業団地に隣接しております塚原古墳公園の管理体制はどうなっているかということでございます。私も前年度か、その前に1回質問させていただきました。その中においては、そこに

工業団地に新しく工場が来られたので、その会社を含めて、一応公園、あるいは会社用地というようなことで検討しているというような答弁がございました。ところが、根っから、その後進んでおりません。それで、どのようになっているかということでお尋ねしたいと思います。担当課の方でよろしく願います。

○北川議長 産業振興主監。

○中山産業振興主監 ただいま北川議員のご質問のございますけれども、現状につきましては、当公園につきましては、北落工業団地南西の角にございます約2,300平米の公園でございますけれども、これにつきましては、現状では、通常管理といたしましてはシルバー人材センターの方に除草委託をお願いしているというような状況でございます。十分でないという部分のご指摘も受けまして、大変申しわけなく思っておりますけど、現状としてはそのような内容で、今回、19年度も1回、春に行った内容でございます。

それと、今ほどありましたように、本公園につきましては、企業誘致工業団地計画におきましての古墳の保全と、および緑樹確保の目的によってつくられたものという始まりであったんですけども、企業、地域に活用いただくという予定でございましたけれども、現状につきましては、区にしろ、企業さんにしろ、それぞれ緑樹区域やら広場機能などを管理されております。それと、立地的に町民の利用というのも難しいという状況から、先ほどありましたように、町の方針としましては、ありました文化財を調査を済ませまして書類管理をいたし、自由に使えると言うとおしかりを受けますかわかりませんが、造成、利用と有効な活用可能な状況と今現在して、一部その土地の隣接企業さんへの売却交渉を進めておりました。その件につきましては、大分時間がかかっているというようなご指摘でございますけれども、ちょうど今回、またその企業さんにおきまして増設をされた。節目節目のうちも再度協議を行っているわけなんですけども、行われ、その地先につきましては防災機能を持たせたビオトープ池など、利用したらどうかというような意見もあるということで、実際これを機に単価交渉に現在入っているような状況でございます。

今後も、今ほど言いましたように、できましたらこの企業さんの方へ売却して、講演利用としての用地は難しいので、この交渉がうまくいきますように進めたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、管理につきましては、交渉が成立するまでの間、また、一部本当に企業誘致から少し外れた区域がほんの少しございますけれども、そういう部分につきましては、除草等通常管理につきましては、以前工業団地の特別会計を持っておりましたときは、その中での動きもしてございましたけど、今後

は状況に応じまして公園の管理費用という業務の中で除草対応を交渉成立までは続けていきたいと考えておりますので、以上のような体制で進めたいと考えております。

以上です。

○北川議長 北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 今、長々と説明していただきましたけども、私としては、実際甲良町の環境美化条例というものがございます。その観点から、各集落が預かっている、要するに古墳公園とか、そういう公園につきましては年2回なり、3回なり、清掃作業をやっているわけでございます。ところが、町自身が管理しているそういう公園について、そのものがほったらかしであると言うたら語弊があるかわかりませんが、そういう状態でいいものかどうか。自分の、私たちがつくった条例に基づいて、町がその条例を守らないのか、そういう観点到てないものかなと私自身は思っております。

私どもにも古墳公園がございます。自治区では8組ありますので、春夏秋、そのときには除草作業を全員が出て、各組がペアになって出てやっております。そういうようなことで、今後、活用されるなり、そういうようなことがあった場合には、誠意を持って町として取り組んでいただきたいと、かように思います。そうでないと、いかに立派な公園があっても、相手側さんは買っていただくことができないと思います。美しくなってあたら買う気になります。陳列棚と一緒にやと思います。必要でなければ買わない。汚かったら買えない。商品やらと一緒にやと思います。その点をご理解いただいて、私は取り組んでいただきたい、かように思います。

3点目、安心、安全なまちづくりにつきましてお尋ねしたいと思います。

1点目におきましては、先回の9月議会におかれまして、池田幸夫議員の方からご質問がございました。長寺地区内の交差点の改善につきまして、県とのその交渉経過等につきまして、どのようになっているか、担当主監の方からご答弁願いたいと思います。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 まず、第1点目のご質問でございますが、9月議会にもご答弁をさせていただきました。その後の経過といたしましては、湖東振興局の方もいろいろな問題を抱えておるわけでございますが、平成19年度中にはどういう方向で整備をしていくのかということを出してほしいということで町の方もお願いをしておりますし、また、信号機設置要望は地元からも出ている問題でもございますので、また、地元とも最終協議を重ねまして方向性を出していきたいということで、湖東振興局の方にも今お願いをしているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○北川議長 北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 長年の懸案事項でございますので、どうかその意を酌んでいただいて、早急に解決できるように努力していただきたいと思います。県の財政状況等を見ていると、なかなか補助率とかそういうものが大分下げられるというようなことを聞いております。そういう観点からいくと、長い道のりが必要になってこようかと思っておりますけども、地道に要求をしていただいて、早急に解決できるように努力をお願いしたいと思います。

2点目に移ります。この問題につきましても追跡質問ということで、丸善の前の交差点への信号機の設置要望に対するその後の経過につきまして、担当主監なり、課長の方からご答弁願いたいと思います。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 Kモール店の交差点の信号の設置ということでの経過でございますが、その前に、まず、歩道等の改良をしていかなければならないというふうに建設課の方では考えております。その中で今の交差点をどのように改良していったって設置をするかというのは、これは大きな問題に今までの経過からなっているものでございますので、湖東地域振興局につきましては、平成20年度におきまして現況の測量をやっていこうということで方向性を出していただいておりますので、現況測量をやってから図面上で協議を行い、また、公安委員会とも協議を行い、信号機の設置に向けた改良計画ということで進んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○北川議長 北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 この点につきましても長年の懸案事項であろうと思います。今年の県の20年度の予算を見ますと、交通安全標識につきましては1基か2基ぐらいしか信号機を設置できないよというような厳しいことを言われています。これから4団体がいろいろと改善要望をされて前向きになるのかわかりませんが、事故が起こってからでは遅いので、ひとつ何とか早急に前へ進んでいただくようによろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、3点目に移らせていただきます。キリンビール線についての歩道の希望を聞いているが、今後の見通しについてどのようにお考えになっているかなど。そこの久光精肉店からKモールまでのところには歩道ができました。それ以降、北海製罐なり、あるいは工業団地、中野喜久男さん、あるいは鉄工所までの歩道についてはどのように考えておられるかな。豊郷の方につきましては、この間見ていると工事をされておられまして、大分進んでおります。それから、秦荘の方も豊郷へ食い込んで川の上を工事をやっておられます。甲良については307号があった関係かどうかは知りませんけ

ども、遅々として進んでいないというような私は現状だと思います。そういう点を酌んでいただいて、どのような取り組みをなされているかなということでお尋ねしたいと思います。

○北川議長 建設水道主監。

○茶木建設水道主監 Kモール店の交差点改良とあわせて要望しているわけでございます。まず、取り組みとしては、先ほど答弁させていただいたところの交差点の改良をまず第一にやっていきたいなというふうに考えております。それから後に、犬上川の方角に向かっての要望をやっていくということで、これは振興局とも毎年要望しているところでございますので、まず、順次計画を立てながら、協力体制もまた地元でとりながら進んでいくというような方向でもお願いをしております。県も大変財政事情が厳しい状況を聞いておりますが、まず、今年度については池寺の方の歩道整備を完璧に20年度に向けてやっていくという方向も示していただいておりますし、それから、Kモール店のところについては、20年度でまず測量から始めていこうというふうな方向性も出していただいております。その後に、順次町も要望して、安全の、安心なまちづくり、また道路整備に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○北川議長 北川孫之丞君。

○北川孫之丞議員 今、いろいろと答弁していただきましたけど、大変ご苦労いただいていることはよくわかります。事故が起こってからでは何もなりませんので、ひとつ、前向きに取り組んでいただくようお願いしたいと思っております。

最後に、町長の方に、3点のことにつきましてどのように考えておられるのかなということを、今度の予算に反映してもらえるものか、県との交渉ができないものか、その点だけお尋ねしたいと思っております。

○北川議長 町長。

○山崎町長 決して職員に任せているわけじゃございませんので、私も直接土木との交渉に参加し、強烈に段取りを進めています。交通安全施設につきましても、昨日、警察署長が見えまして、警察ですら予算が削られるという状況でございますので、信号機の設置とか、そういうものについての財政確保の運動を起こしていただきたいというようなこともありまして、また、そういうことにも進んで参加をしてまいりたいなというふうに思いますし、今、出ておりました関係、すべてでございますけど、公園につきましても積極的に、今は価格の交渉でございます。公園は公園でありますし、もともと公園でありますので、なかなか単価交渉が難しいというような状況でございますので、もうしばらく時間をいただきたいなというふうに思いますし、交

差点につきましては、そう言いましたように、役場からというよりは神明から犬上大橋までの間について、積極的に土木には取り組んでいただくようお願いもしてまいりますので、これからも決して農業だけではございませんので、こういったものについても全力で力を出していきたいなというように思っております。

○北川議長 よろしいですか。

○北川孫之丞議員 どうもありがとうございます。心強い答弁をいただきましてありがとうございます。

最後に、私の方からお願い申し上げたいと思います。安全、安心というふうなことで、9月の議会で川副議員なり、奥山議員の方から質問されました中学生のヘルメットの問題、私自身、交通事故に遭いました。幸いにヘルメットをかぶっていたために現在ここまで置いていただきました。この間も高校生の方が河瀬の前で、不幸にして死亡されたというのを聞きました。そういうことで、そのときにヘルメットをかぶっておられたかどうかは知りませんが、かぶっておられたら助かっていたのではないかなというようなかすかな望みを持っております。

幸いにこの議会、あるいは執行部におきましては、19年度予算におきましてヘルメット購入補助金ということで5万円の補助金を計上しているわけでございます。これから執行していただいても遅くはないと思います。そういうことで、教育長の方、中学校の生徒の方、保護者の方にもう一度再考していただきまして、そういう指導を、命の大切さ、いじめでなくして交通事故、そういうものについての指導もしていただければなということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございます。

○北川議長 北川孫之丞君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

なお、14日は午前9時から全協を開催し、その後本会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 7時30分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 北 川 豊 昭

署 名 議 員 山 田 壽 一

署 名 議 員 奥 山 豊